

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年8月18日

金曜日

第5122号

目次

告 示	
○位置の指定を受けた道路の変更	1
公 告	
○落札者等の公示	2
○基本測量の終了	3
○公共測量の実施	5
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	7
○採石業務管理者試験の実施	9

告 示

富山県告示第327号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）第18条第3項の規定により告示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

	道路 番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
				始点の地名地番	終点の地名地番	
変更前の道路	1	14.20	75.20	射水市新堀9番1の一部	射水市新堀9番1の一部	令和3年 2月3日

変更後の道路	1	9.92	75.20	射水市新堀9番1の一部	射水市新堀9番1の一部	令和5年6月28日
--------	---	------	-------	-------------	-------------	-----------

公 告

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（7 t級、4×4、反転式アングリングプラウ） 一台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
- 5 落札金額
33,655,810円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年5月15日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪グレーダ（3.7m級、3.7mブレード） 一台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
コマツ富山株式会社 富山県富山市本郷2413番地の1
- 5 落札金額
33,958,510円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年5月15日

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年6月1日から令和5年10月27日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰字真川谷割

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上市町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影・写真地図）

2 作業期間

令和5年5月18日から令和6年3月22日まで

3 作業地域

上市町の一部

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年6月16日から令和5年8月31日まで

3 作業地域

砺波市柳瀬ほか 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年6月26日から令和5年9月15日まで

3 作業地域

南砺市森ほか 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局水橋農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(GNSS及びTSによる基準点測量)

2 作業期間

令和5年6月20日から令和6年3月15日まで

3 作業地域

富山県富山市及び中新川郡上市町地内

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

M・Sビル 米三富山南店 富山市二口町4-5-6

2 店舗を設置する者 有限会社真和商事及び有限会社斉藤

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時及び午後7時
(変更後) 午前9時及び午後9時 ほか
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分～午後7時30分
(変更後) 午前8時30分～午後10時30分
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前10時～午後8時
(変更後) 午前5時～翌午前0時

4 変更の日 令和5年8月1日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 店舗において小売業を行う者 株式会社米三、株式会社スギ薬局
- (2) 店舗面積の合計 3,471㎡
- (3) 店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数 敷地平面/68台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側1箇所/10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側1箇所/35㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北西側1箇所/21.33㎡
- (4) 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所/敷地南側、2箇所/敷地北側

6 届出の日 令和5年7月31日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年8月18日から令和5年12月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ

る。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和5年8月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月13日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 611号室

2 受験手続

受験願書を令和5年8月21日（月）から令和5年9月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に富山市新総曲輪1番7号富山県商工労働部立地通商課（富山県庁東別館4階）に提出すること。

なお、郵送による申込みは、令和5年9月1日（金）までの消印のあるものに限る。また、持参する場合の受付時間は、上記の期間中午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、可能な限り郵送で送付すること。

3 その他

詳細については、富山県商工労働部立地通商課（電話076-444-3400）に問い合わせること。

